

パラアスリート・アーティスト等と連携した理解促進事業募集要項（案）

1 目的

本事業は、熊本県出身又は在住のパラアスリート・アーティストを講演会等の講師として招へいする熊本県内の自治体、学校、企業、民間団体等に、講師の紹介及び講師の旅費や謝金を補助することで、県民の障がい（者）への理解促進を図ることを目的とする。

2 期間

令和8年（2026年）4月～令和9年（2027年）2月

※申込は先着順とし、提出された事業計画書が承認後に、申請額が予算に達し次第終了します。

3 対象団体

県内の学校、企業、民間団体、自治体等

4 講演会・体験会等の条件

- （1） パラスポーツや障がい者芸術の普及・促進を目的とした講演会又は体験会。
- （2） 障がい（者）理解促進を目的とした講演会又は体験会。
- （3） （1）（2）のうち営利を目的としないもの。

5 講師に関すること

- ・ 熊本県出身又は県在住のパラアスリートやアーティスト。
- ・ 申込者で講師を調整する場合は、講師連絡先や謝金の総額等を電子申請の際に記載すること。
- ・ 講師の紹介を希望する場合は、電子申請の際に記載すること。ただし、講師との日程調整は申込者と講師の当事者間で行うこと。

6 補助対象経費、補助上限額

（1）講師謝金

- ① 国際大会メダリスト又はそれに準じる者 200,000円
- ② ①以外の者 50,000円

（2）支援者等謝金 50,000円

（3）講師、支援者等旅費

- ① 関東 117,000円
- ② 関西 62,000円
- ③ 九州 23,000円
- ④ 県内 10,000円

※ 支援者等として補助対象とする者・人数は、事前に協議して決定する。

7 申込方法

電子申請による申込み（下のURL又は右の二次元コード）

QR
コード

<http://.>

8 事業の実施について

- ・招へいする講師との連絡は、申込団体と講師で直接連絡を取り合うこと。
- ・開催時に万が一、負傷等の事故が発生した場合は、適切に対応した上で、当日中に熊本県障害者スポーツ・文化へ事故報告書（任意様式）を提出すること。

9 事業報告

熊本県障害者スポーツ・文化協会のホームページから、「別紙様式」の事業報告書をダウンロードし、必要事項を記入の上、支払いの内容が分かるもの（講師からの請求書の写し、航空券等の領収書の写し等）とともにメール又は郵送で事業実施終了後3週間以内に提出すること。

10 その他

次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還すること。

- (1) 事業の目的・内容から逸脱した行為を行った場合
- (2) 虚偽の報告をしたことが判明した場合
- (3) 法令等に違反する行為又は社会的信用を失墜する行為を行った場合
- (4) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれかに該当する者である場合及びその経営に実質的に関与している場合
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

11 問合せ先

熊本県障害者スポーツ・文化協会

〒861-8039 熊本市東区長嶺南2丁目3-2

電話：096-383-6553

FAX：096-383-6554

E-mail：kumamoto.s.c.a.d@mms.bbq.jp

URL：<https://www.kscad.jp/>